

## 第67回判決研究会

平成7年9月20日

担当 弁理士 小谷 武

### テーマ：三国志事件「テレビゲームの題号の商標性」

#### 【裁判所の判断】

##### (原則論)

- ① 商標の本質は自他商品識別機能にあり、第三者の使用を侵害としてを差し止めるためには、商標が形式的に商品等に表示されているだけでなく、それが自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられていることを要する。
- ② 書籍同様、コンピュータ用ゲームについても、プログラム自体やアウトプットである映像は、思想または感情の創作的な表現としての面を有すると見て、著作物性を承認されている。
- ③ 一般に著作物の題号は、専ら創作物としての内容を表示するための名称として、普通に用いられる方法で商品に表示されている場合は、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられている標章ではない。
- ④ 著作物の題号は、この趣旨で用いられている場合においては、商品を識別し出所を明らかにするという、商標本来の機能を有しない上、著作物の製作者や出版社において、創作物を出版したり、引用する際に、自由な使用を確保すべき公益的な要請が高い。
- ⑤ このような著作物の題号に対する法的保護は、コンピュータ用ゲームを記憶させた著作物であるプログラムについて、創作者が創作物としての内容を表示する名称として題号ないし名称を付した場合において、書籍等の題号と異なるところはない。

##### (具体論)

- ① 「三国志」の語句の意味や、ゲームの内容、標章の使用態様、取引需要者の理解能力等の諸事情を総合し、また他の書籍やビデオ等における通例の題号の使用態様と対比してみた場合、本件標章は、本件商品に内蔵された著作物であるコンピュータ用ゲームプログラムの創作物としての内容を表示する題号として、パッケージに表示されている。
- ② 「三国志」の部分は、ゲームの内容が、創作物としての「三国志」の題号を有する書籍に題材を取ったものであることを記述する趣旨で、同書籍の内容を引用表示するために表示されているということできる。
- ③ したがって、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で使用されているとは認められない。
- ④ 債務<sup>ね</sup>者は、内容を表示しようとするならば、その普通な方法は「三国志の武将を演じよう！」というようなゲームの遊戯内容に即した態様で表示しなければならないと主張するが、本件の表示方法が、著作物としての内容の記述の方法として不当なものということができないことは、前示認定のとおりであり、そのような表示方法に限られるとする根拠は見出し難い。

【検討】

[1] はじめに

① コンセンサス

\* 著作物の題号は商標ではない

② 特許庁の実務

\* 旧26類：書籍の内容を表示する商標は、顕著性を欠くとして拒絶

\* 旧11類：ソフトの題号であることが明らかなものでも、  
当該指定商品について商標登録可能

③ 業界の実務

\* 侵害問題を回避するために、

旧9類（業務用テレビゲーム機）

旧11類（磁気ディスク、ROM）

旧24類（家庭用テレビゲームおもちゃ）

旧26類（印刷物、ビデオソフト）

について登録出願する

[2] 原則論の該当可能性

① 「著作物の題号は専ら内容を表示するための名称である」

a) ソフトの種類による違いはあるか

\* ゲームソフト（家庭用・業務用では）

\* パッケージソフト（一太郎、Lotus 1-2-3）

\* OS（基本ソフト）(OS/2、WINDOWS)

b) 題号自体による違いはあるか

\* 「三国志」と「一太郎」では

② 「著作物の題号は、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられている標章ではない」

\* 出所表示機能・自他商品識別機能を果たしている題号もある（？）

スーパーマリオ →→ 任天堂

一太郎 →→ ジャストシステム

ロータス123 →→ ロータス社

ウィンドウズ →→ マイクロソフト社

\* 類似する登録商標があった場合、出所混同の可能性はないか

③ 「著作物の題号は、自由な使用を確保すべき公的な要請が高い」

\* ゲームソフトと他の著作物（小説、書籍、曲名など）との相違はあるか

\* ゲームソフトの題号に商標性を認めれば、むしろ積極的に商標登録し、  
保護すべきではないか

（ゲームソフト流通秩序の維持、題号の多様性と類似範囲）

（公告例）三国志正史 クイズ三国志 三国志奇譚

信長の野望 偽書信長伝 のぶながくん

（出願例）企業三国志 英雄三国志 三国志群雄伝

[3] 具体論の仮定

① ゲームのストーリー

\* 原作に忠実な場合

\* 殆どオリジナルの場合

② 文学「三国志」が、周知著名でない場合  
つまり、無名の文学を題材にしたゲームソフトの題号の場合

③ 著名な文学を題材にしたゲームソフトが従来なかった場合  
つまり、文学をゲームにするという手法がなかった場合

④ 登録商標が「三国志 武将争覇」であった場合

商標出願 平 5-58672

公告 平 5 (1993) 5月28日

商 願 平 3-121777

出 願 平 3 (1991) 11月26日

出願人 株式会社日本テレネット

東京都豊島区北大塚2丁目10番6号

代理人 弁護士 小泉 敏子 外1名

審査官 内山 進

指定商品 11 パソコンゲーム用のコンピュー

タープログラムを記憶させたフロッピーディス

ク、その他の電子応用機械器具、その他本類に

属する商品 (国際分類 7,8,9,10,11,12,17)

商標出願 平 6-50230

# クイズ三国志

指定商品 9 業務用テレビゲーム機、業務用テレビゲーム機専用の電子回路、業務用テレビゲーム機専用のゲームプログラムを記憶させた電子回路、業務用テレビゲーム機筐体、パーソナルコンピュータ用ゲームプログラムを記憶させた電子回路、パーソナルコンピュータ用ゲームプログラムを記憶させた磁気ディスク、家庭用テレビゲームおもちゃ、家庭用テレビゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させたROMカートリッジ、家庭用テレビゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた光学読み取り式ディスク

審査官 鈴木 雅也

連合商願 平 3-27994

公 告 平 6 (1994) 8月2日

商 願 平 4-124294

出 願 平 4 (1992) 6月12日

出願人 株式会社カプコン

大阪府大阪市中央区大手通1丁目4番12号

代理人 弁理士 樋口 豊治 外2名

三  
国  
志  
奇  
譚

商標出願 平 7-57167

# 三国志奇譚

指定商品 9 業務用テレビゲーム機、業務用テレビゲーム機専用の電子回路、業務用テレビゲーム機専用のゲームプログラムを記憶させた電子回路、業務用テレビゲーム機筐体、その他の遊園地用機械器具、パーソナルコンピュータ用ゲームプログラムを記憶させた電子回路、パーソナルコンピュータ用ゲームプログラムを記憶させた磁気ディスク、家庭用テレビゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた読み出し専用のカートリッジ式電子回路、家庭用テレビゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた光学読み取り式ディスク、その他の家庭用テレビゲームおもちゃ

審査官 青木 俊司

(442) 公 告 平 7 (1995) 5月15日

(210) 商 願 平 4-313339

(220) 出 願 平 4 (1992) 11月12日

(731) 出願人 株式会社カプコン

大阪府大阪市中央区内平野町3丁目1番3号

(740) 代理人 弁理士 樋口 豊治 外2名

商標出願 平 5-38575

公告 平 5 (1993) 4月13日

商 願 平 3-67617

出 願 平 3 (1991) 6月27日

出願人 株式会社カプコン

大阪府大阪市中央区大手通1丁目4番

12号

代理人 弁理士 樋口 豊治 外1名

審査官 内山 進

指定商品 11 パーソナルコンピュータ用ゲーム

プログラムを記憶させた電子回路、同磁気デ

ィスク、その他本類に属する商品 (国際分類

7,8,9,10,11,12,17)

商標出願 平 2-30816

公告 平 2 (1990) 5月14日

商 願 昭62-82750

出 願 昭62(1987)7月20日

出願人 株式会社光栄

神奈川県横浜市港北区日吉本町1876

代理人 弁理士 西郷 親美

審査官 野口 光

指定商品 11 コンピュータ用プログラムを記憶

させた磁気テープ、同磁気ディスク、同磁気

カード、その他本類に属する商品 (国際分類

7,8,9,10,11,12,17)

2.288.567

商標出願 平 2-41393

公告 平 2 (1990) 6月13日

商 願 昭63-19444

出 願 昭63(1988)2月24日

出願人 株式会社メイテック

愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号

代理人 弁理士 山本 喜熈

審査官 野口 光

指定商品 11 電気機械器具、電気通信機械器

具、電子応用機械器具 (医療機械器具に属する

ものを除く) 電気材料 (国際分類 7,8,9,10,

11,12,17)

2.299.543

# 信長一代記

# 信長の野望

# のぶながくん

商標出願 平 6-36199

# 偽書信長伝

指定商品 9 電気通信機械器具の部品及び附属品、レコード、電子応用機械器具及びその部品、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント、録音済みビデオディスク及びビデオテープ、家庭用テレビゲームおもちゃ

審査官 小川 きみえ

公 告 平 6 (1994) 6月10日

商 願 平 4-113787

出 願 平 4 (1992) 5月19日

出願人 株式会社角川書店

東京都千代田区富士見2丁目13番3号

代理人 弁理士 佐藤 正年 外1名